

山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																																				
<p>第 I 編 総 則</p> <p>第 4 章 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="133 514 1299 892"> <thead> <tr> <th colspan="2">原子力災害対策重点区域の基準</th> <th>地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]</td> <td>原子力施設を中心として概ね半径 5 km の範囲</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]</td> <td>原子力施設を中心として概ね半径 3 0 km の範囲から P A Z を除いた範囲</td> <td>上関町八島</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>※ 立地県の原子力災害対策重点区域</p> <table border="1" data-bbox="160 1081 1299 1606"> <thead> <tr> <th colspan="2">原子力災害対策重点区域の基準</th> <th>対象市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]</td> <td>原子力施設を中心として概ね半径 5 km の範囲</td> <td>伊方町</td> </tr> <tr> <td>U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]</td> <td>原子力施設を中心として概ね半径 3 0 km の範囲から P A Z を除いた範囲</td> <td>伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町</td> </tr> </tbody> </table>	原子力災害対策重点区域の基準		地域の範囲	P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として概ね半径 5 km の範囲	—	U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として概ね半径 3 0 km の範囲から P A Z を除いた範囲	上関町八島	原子力災害対策重点区域の基準		対象市町	P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として概ね半径 5 km の範囲	伊方町	U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として概ね半径 3 0 km の範囲から P A Z を除いた範囲	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町	<p>第 I 編 総 則</p> <p>第 4 章 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1448 514 2614 919"> <thead> <tr> <th colspan="2">原子力災害対策重点区域の基準</th> <th>地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]</td> <td>原子力施設を中心として<u>おおむね</u>半径 5 km の範囲</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]</td> <td>原子力施設を中心として<u>おおむね</u>半径 3 0 km の範囲から P A Z を除いた範囲</td> <td>上関町八島</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>※ 立地県の原子力災害対策重点区域</p> <table border="1" data-bbox="1475 1073 2614 1596"> <thead> <tr> <th colspan="2">原子力災害対策重点区域の基準</th> <th>対象市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]</td> <td>原子力施設を中心として<u>おおむね</u>半径 5 km の範囲</td> <td>伊方町</td> </tr> <tr> <td>U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]</td> <td>原子力施設を中心として<u>おおむね</u>半径 3 0 km の範囲から P A Z を除いた範囲</td> <td>伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町</td> </tr> </tbody> </table>	原子力災害対策重点区域の基準		地域の範囲	P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として <u>おおむね</u> 半径 5 km の範囲	—	U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として <u>おおむね</u> 半径 3 0 km の範囲から P A Z を除いた範囲	上関町八島	原子力災害対策重点区域の基準		対象市町	P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として <u>おおむね</u> 半径 5 km の範囲	伊方町	U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として <u>おおむね</u> 半径 3 0 km の範囲から P A Z を除いた範囲	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
原子力災害対策重点区域の基準		地域の範囲																																				
P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として概ね半径 5 km の範囲	—																																				
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として概ね半径 3 0 km の範囲から P A Z を除いた範囲	上関町八島																																				
原子力災害対策重点区域の基準		対象市町																																				
P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として概ね半径 5 km の範囲	伊方町																																				
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として概ね半径 3 0 km の範囲から P A Z を除いた範囲	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町																																				
原子力災害対策重点区域の基準		地域の範囲																																				
P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として <u>おおむね</u> 半径 5 km の範囲	—																																				
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として <u>おおむね</u> 半径 3 0 km の範囲から P A Z を除いた範囲	上関町八島																																				
原子力災害対策重点区域の基準		対象市町																																				
P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として <u>おおむね</u> 半径 5 km の範囲	伊方町																																				
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として <u>おおむね</u> 半径 3 0 km の範囲から P A Z を除いた範囲	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町																																				

第5章 緊急事態区分等に応じた防護措置

(略)

第2節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等

緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等 (EAL)
警戒事態 (Aレベル) 施設敷地緊急事態 (Bレベル)	警戒事象	<p>1 敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01) <u>発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、県又は立地県が設置する測定器、若しくは原子力事業者が敷地境界付近に設置する測定器の空間ガンマ線量率の値が、0.15 μSv/hを超えたとき</u></p> <p>(略)</p> <p>12 外的事象 (自然災害) の発生</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>外的事象の発生 (自然災害) 【3号機】</u> 当該原子力施設において新規基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき (竜巻、洪水、台風、火山等)</p> <p>13 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合</p> <p>(略)</p> <p>(2) その他外的事象の発生のおそれ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき</u></p>
	施設敷地緊急事象	<p>1 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01) 県又は立地県、原子力事業者が設置するモニタリングステーション又はモニタリングポストにおいて以下の状態に至ったとき ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く</p> <p>(1) 5 μSv/h 以上を検出したとき (2) 1 μSv/h 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1 μSv/h 以上を検出した放射線測定設備の周辺中性子線</p>

第5章 緊急事態区分等に応じた防護措置

(略)

第2節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等

緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等 (EAL)
警戒事態 (Aレベル) 施設敷地緊急事態 (Bレベル)	警戒事象	<p>1 敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01) <u>(1) 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が0.15 μSv/hを超えたとき</u> <u>(2) 県または立地県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、0.15 μSv/hを超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき</u></p> <p>(略)</p> <p>12 外的事象 (自然災害) の発生</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>その他</u> 当該原子力施設において新規基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき (竜巻、洪水、台風、火山等)</p> <p>13 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合</p> <p>(略)</p> <p>(2) その他外的事象の発生のおそれ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき</u></p>
	施設敷地緊急事象	<p>1 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01) 県又は立地県、原子力事業者が設置するモニタリングステーション又はモニタリングポストにおいて以下の状態に至ったとき ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く</p> <p>(1) <u>1または2地点以上において、5 μSv/h 以上を検出したとき</u> (2) <u>1または2地点以上において、1 μSv/h 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1 μSv/h 以上を検出した放</u></p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合

伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合

伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合

伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合

		量率を測定し、両者の合計が5 μSv/h以上となったとき (略)
全面緊急事態 (Cレベル)	全面緊急事象	<p>1 敷地境界付近の放射線量の上昇 (G E O 1)</p> <p>原子力事業者が設置するモニタリングポスト又はモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき</p> <p>ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタ及び原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く</p> <p>(1) 5 μSv/h以上を検出したとき</p> <p>(2) 1 μSv/h以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1 μSv/h以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5 μSv/h以上となったとき</p> <p>又は、県又は立地県が設置するモニタリングステーション又はモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p> <p>ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分間以上継続して検出した場合に限る</p> <p>(略)</p>

(略)

第6章 防災関係機関の業務の大綱

(略)

5 自衛隊

機関の名称	業務の大綱
自衛隊	<p>1 災害派遣の準備に関すること</p> <p>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</p> <p>(2) 災害派遣計画の作成</p> <p>(3) 災害に関する教育訓練の実施</p> <p>2 災害派遣の実施に関すること</p> <p>(1) 避難等の援助</p> <p>(2) 災害時における空中輸送の支援</p> <p>(3) 上空及び海上モニタリングの支援</p> <p>(4) 通信支援、人員物資等の陸上輸送の支援</p> <p>(5) <u>炊飯・給水及び宿泊</u>の支援</p> <p>(6) 人命・財産の保護のための必要な救援活動の実施</p> <p>(7) その他災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与</p>

		放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5 μSv/h以上となったとき (略)
全面緊急事態 (Cレベル)	全面緊急事象	<p>1 敷地境界付近の放射線量の上昇 (G E O 1)</p> <p>原子力事業者が設置するモニタリングポスト又はモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき</p> <p>ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタ及び原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く</p> <p>(1) <u>1または2地点以上において</u>、5 μSv/h以上を検出したとき</p> <p>(2) <u>1または2地点以上において</u>、1 μSv/h以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1 μSv/h以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5 μSv/h以上となったとき</p> <p>又は、県又は立地県が設置するモニタリングステーション又はモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p> <p>ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分間以上継続して検出した場合に限る</p> <p>(略)</p>

(略)

第6章 防災関係機関の業務の大綱

(略)

5 自衛隊

機関の名称	業務の大綱
自衛隊	<p>1 災害派遣の準備に関すること</p> <p>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</p> <p>(2) 災害派遣計画の作成</p> <p>(3) 災害に関する教育訓練の実施</p> <p>2 災害派遣の実施に関すること</p> <p>(1) 避難等の援助</p> <p>(2) 災害時における空中輸送の支援</p> <p>(3) 上空及び海上モニタリングの支援</p> <p>(4) 通信支援、人員物資等の陸上輸送の支援</p> <p>(5) <u>給食及び給水、入浴</u>の支援</p> <p>(6) 人命・財産の保護のための必要な救援活動の実施</p> <p>(7) その他災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合

防災基本計画との整合

山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>第Ⅱ編 原子力災害事前対策</p> <p>第3章 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第3節 緊急時モニタリング資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2項 国等</p> <p>国（原子力規制委員会、関係省庁）、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構は、原子力災害時に現地に派遣する緊急時モニタリング要員等が持参する資機材等を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 原子力災害医療体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2節 原子力災害医療の実施組織と役割</p> <p>第1項 県</p> <p>(略)</p> <p>2 国等に対する協力要請</p> <p>県は、必要に応じて、国立病院機構、国立大学附属病院、県立病院機構をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>医療救護班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院機構及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応の状況や対象区域等に応じた住民等の避難退域時検査、簡易除染等を実施するとともに必要に応じて治療を行うものとする。</p> <p>また、避難所等における住民の健康管理を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第Ⅱ編 原子力災害事前対策</p> <p>第3章 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第3節 緊急時モニタリング資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2項 国等</p> <p>国（原子力規制委員会、関係省庁）、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構は、原子力災害時に現地に派遣する緊急時モニタリング要員等が持参する資機材等を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 原子力災害医療体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2節 原子力災害医療の実施組織と役割</p> <p>第1項 県</p> <p>(略)</p> <p>2 国等に対する協力要請</p> <p>県は、必要に応じて、国立病院機構、国立大学附属病院、県立病院機構をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>医療救護班等は、必要に応じて量子科学技術研究開発機構、国立病院機構及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応の状況や対象区域等に応じた住民等の避難退域時検査、簡易除染等を実施するとともに必要に応じて治療を行うものとする。</p> <p>また、避難所等における住民の健康管理を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>原子力災害対策指針との整合</p> <p>原子力災害対策指針との整合</p>

<p>第7章 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、<u>独立行政法人放射線医学総合研究所</u>や指定公共機関等から派遣されるモニタリングや医療等の専門家の移送体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第13章 災害対策資料の整備</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害対策資料の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2項 放射性物質又は放射線の影響推定に関する資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 周辺地域の気象状況 (<u>過去10年間の</u>風向、風速、大気安定度) 2 周辺地域の海象状況 3 平常時環境放射線モニタリングデータの状況 (<u>過去10年間の統計値</u>) 4 周辺地域の水源地、飲料水の状況 5 農林水産物の生産及び出荷状況 	<p>第7章 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>や指定公共機関等から派遣されるモニタリングや医療等の専門家の移送体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第13章 災害対策資料の整備</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害対策資料の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2項 放射性物質又は放射線の影響推定に関する資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 周辺地域の気象状況 (風向、風速、大気安定度) 2 周辺地域の海象状況 3 平常時環境放射線モニタリングデータの状況 4 周辺地域の水源地、飲料水の状況 5 農林水産物の生産及び出荷状況 	<p>原子力災害対策指針との整合</p> <p>表現の適正化</p>
---	---	------------------------------------

山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																																												
<p>第Ⅲ編 緊急事態応急対策</p> <p>第1章 活動体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部の設置等の基準</p> <p>(略)</p> <p>第3項 班の編制及び所掌事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">班</th> <th style="width: 15%;">担当課</th> <th style="width: 65%;">部の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">産業労働対策部</td> <td style="text-align: center;">産業労働総務</td> <td style="text-align: center;">産業政策課</td> <td> 1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 火薬類の保安対策に関する事 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関する事 5 電力の安定供給についての要請に関する事 6 その他応急商工業対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">協力班</td> <td style="text-align: center;">イノベーション推進課 企業立地推進課 産業脱炭素化推進室</td> <td> 12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関する事 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	部	班	担当課	部の所掌事務	(略)	(略)	(略)	(略)	産業労働対策部	産業労働総務	産業政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 火薬類の保安対策に関する事 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関する事 5 電力の安定供給についての要請に関する事 6 その他応急商工業対策に関する事	(略)	(略)	(略)	協力班	イノベーション推進課 企業立地推進課 産業脱炭素化推進室	12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関する事	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第Ⅲ編 緊急事態応急対策</p> <p>第1章 活動体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部の設置等の基準</p> <p>(略)</p> <p>第3項 班の編制及び所掌事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">班</th> <th style="width: 15%;">担当課</th> <th style="width: 65%;">部の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">産業労働対策部</td> <td style="text-align: center;">産業総務</td> <td style="text-align: center;">産業政策課</td> <td> 1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 火薬類の保安対策に関する事 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関する事 5 電力の安定供給についての要請に関する事 6 その他応急商工業対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">協力班</td> <td style="text-align: center;">産業脱炭素化推進室 企業立地推進課 イノベーション推進課 産業人材課</td> <td> 12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関する事 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	部	班	担当課	部の所掌事務	(略)	(略)	(略)	(略)	産業労働対策部	産業総務	産業政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 火薬類の保安対策に関する事 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関する事 5 電力の安定供給についての要請に関する事 6 その他応急商工業対策に関する事	(略)	(略)	(略)	協力班	産業脱炭素化推進室 企業立地推進課 イノベーション推進課 産業人材課	12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関する事	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>表現の適正化</p>
部	班	担当課	部の所掌事務																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
産業労働対策部	産業労働総務	産業政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 火薬類の保安対策に関する事 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関する事 5 電力の安定供給についての要請に関する事 6 その他応急商工業対策に関する事																																											
	(略)	(略)	(略)																																											
	協力班	イノベーション推進課 企業立地推進課 産業脱炭素化推進室	12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関する事																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
部	班	担当課	部の所掌事務																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
産業労働対策部	産業総務	産業政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 火薬類の保安対策に関する事 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関する事 5 電力の安定供給についての要請に関する事 6 その他応急商工業対策に関する事																																											
	(略)	(略)	(略)																																											
	協力班	産業脱炭素化推進室 企業立地推進課 イノベーション推進課 産業人材課	12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関する事																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											

第2章 災害情報の収集・伝達

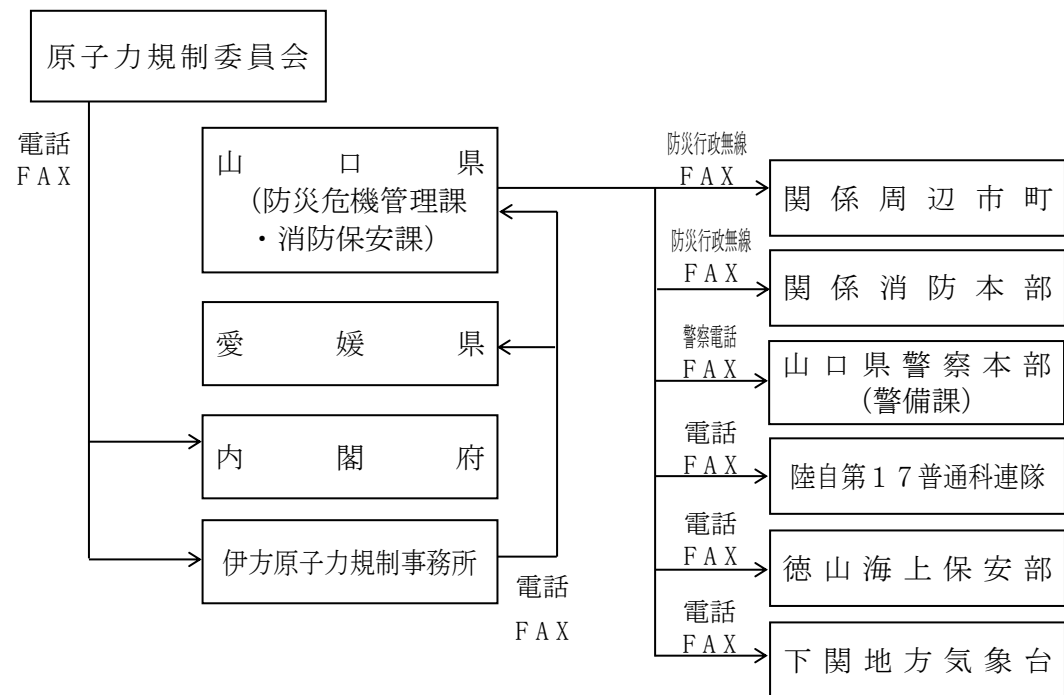
第1節 情報収集事態発生時の情報連絡

(略)

第2項 情報収集事態発生後の被害情報等の連絡

(略)

【情報収集事態発生時の情報伝達系統図】



第2章 災害情報の収集・伝達

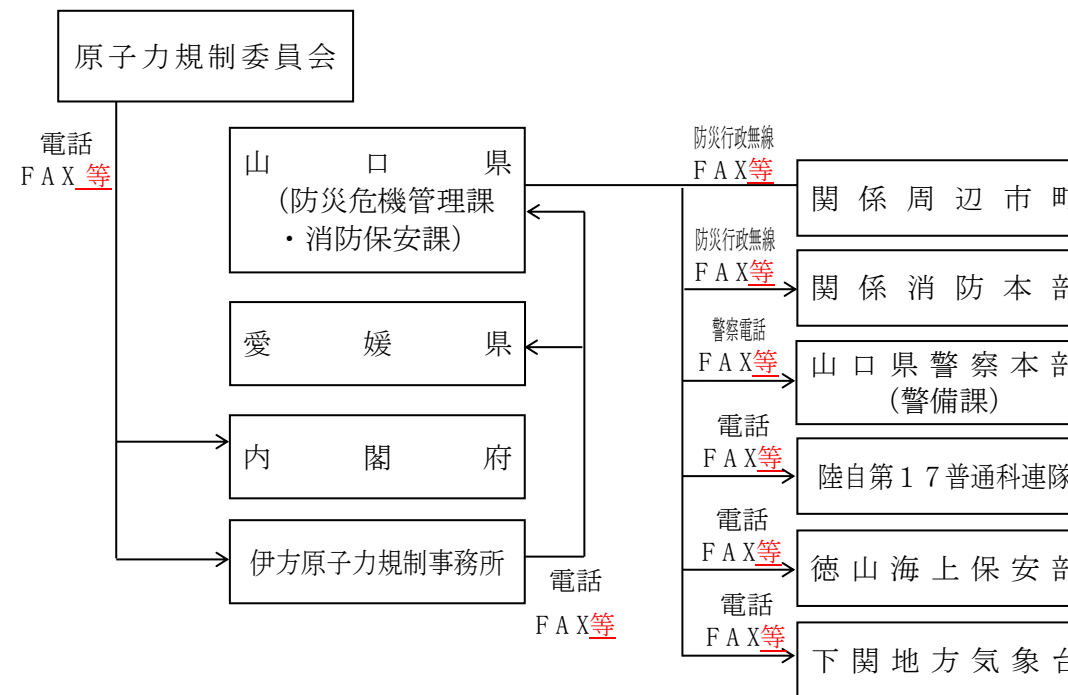
第1節 情報収集事態発生時の情報連絡

(略)

第2項 情報収集事態発生後の被害情報等の連絡

(略)

【情報収集事態発生時の情報伝達系統図】



表現の適正化

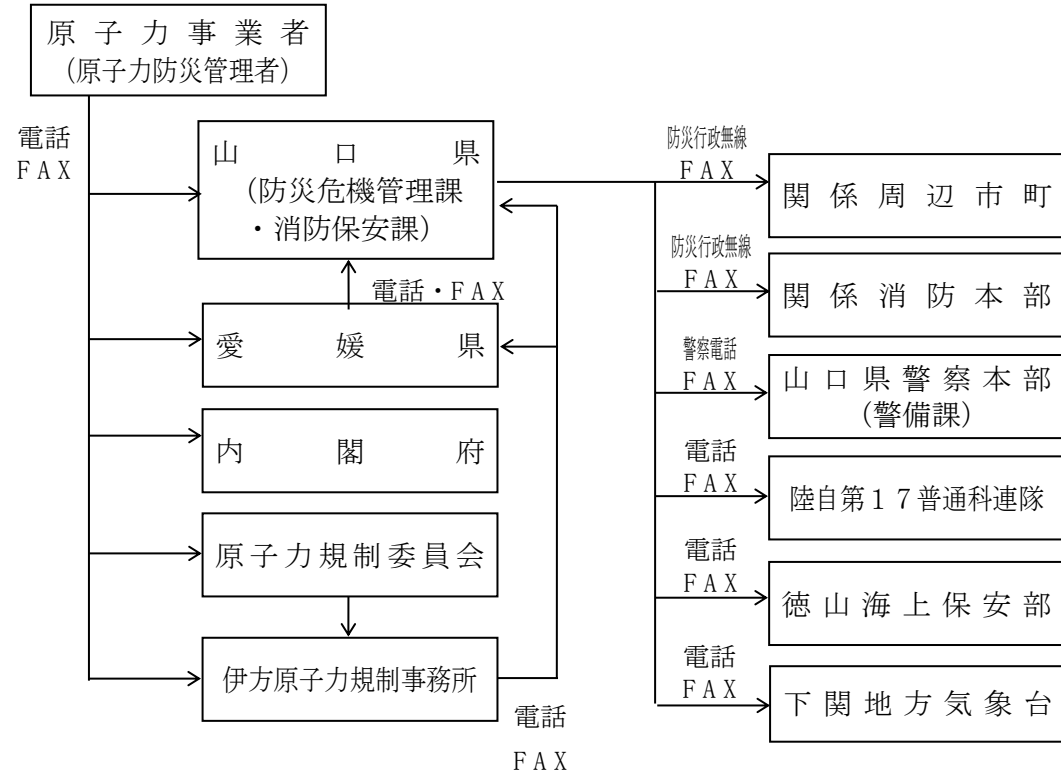
第2節 警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡

(略)

第2項 警戒事態発生後の被害情報等の連絡

(略)

【警戒事態発生時の情報伝達系統図】



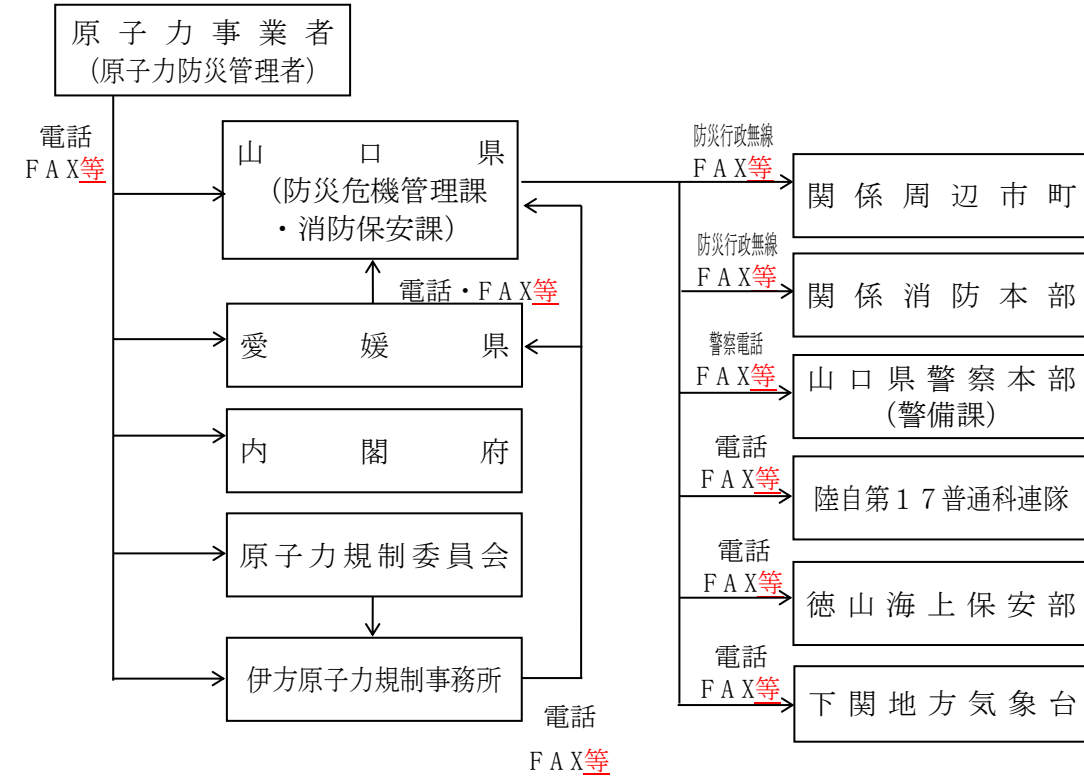
第2節 警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡

(略)

第2項 警戒事態発生後の被害情報等の連絡

(略)

【警戒事態発生時の情報伝達系統図】



表現の適正化

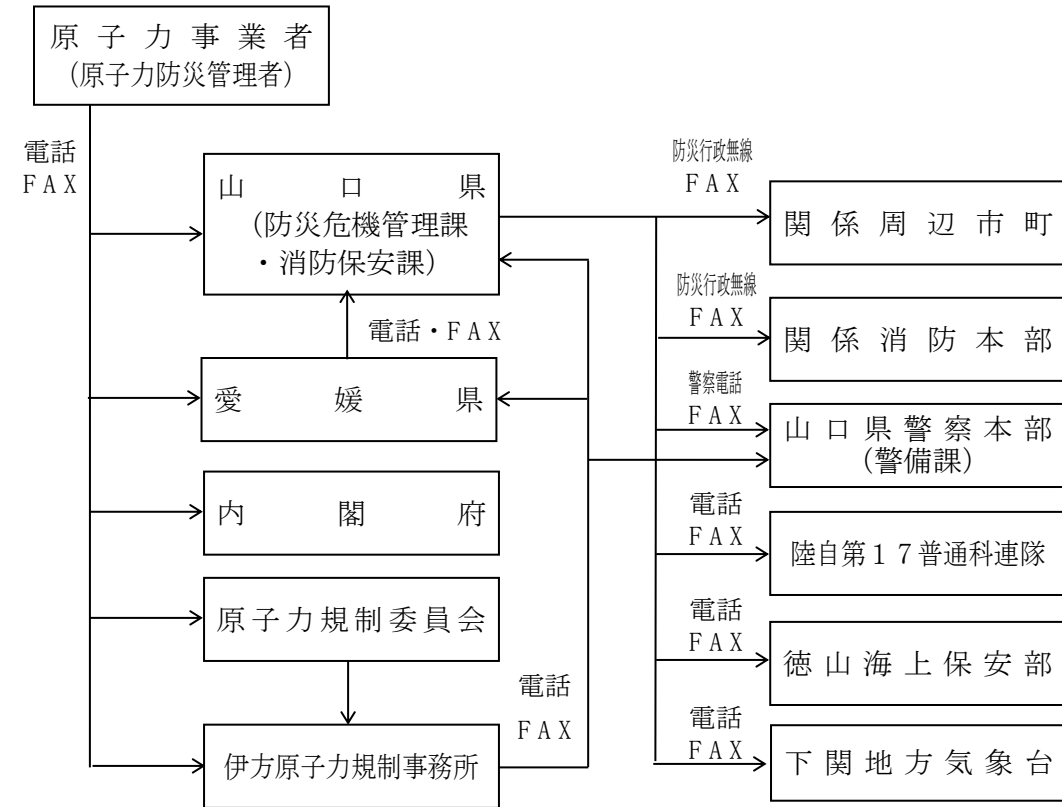
第3節 施設敷地緊急事態（Bレベル）発生時の情報連絡

(略)

第2項 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(略)

【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達系統図】



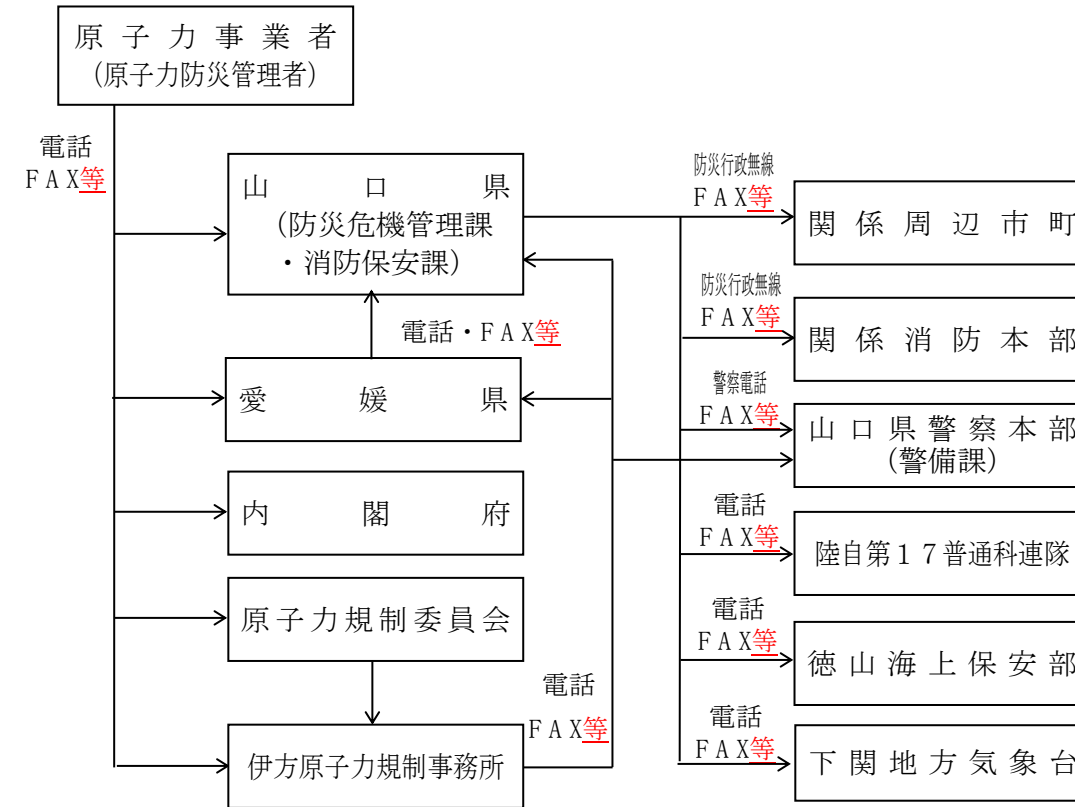
第3節 施設敷地緊急事態（Bレベル）発生時の情報連絡

(略)

第2項 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(略)

【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達系統図】



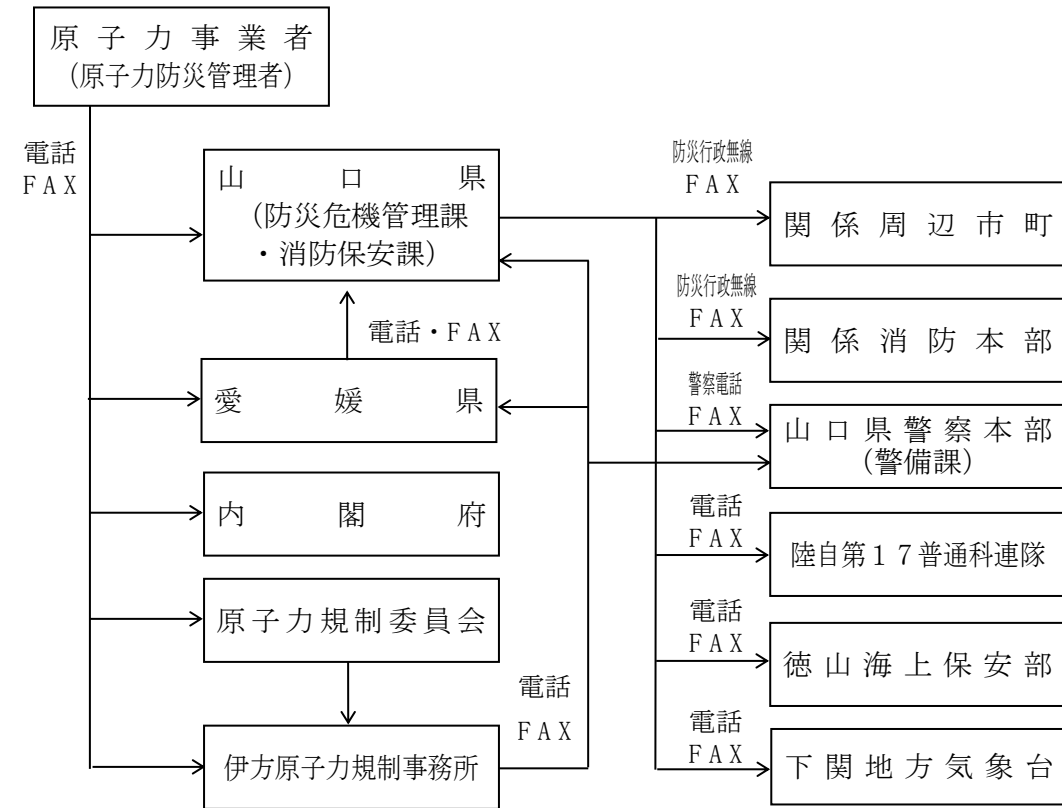
表現の適正化

第4節 全面緊急事態（Cレベル）発生時の情報連絡

第1項 全面緊急事態発生情報の連絡

(略)

【全面緊急事態発生時の情報伝達系統図】



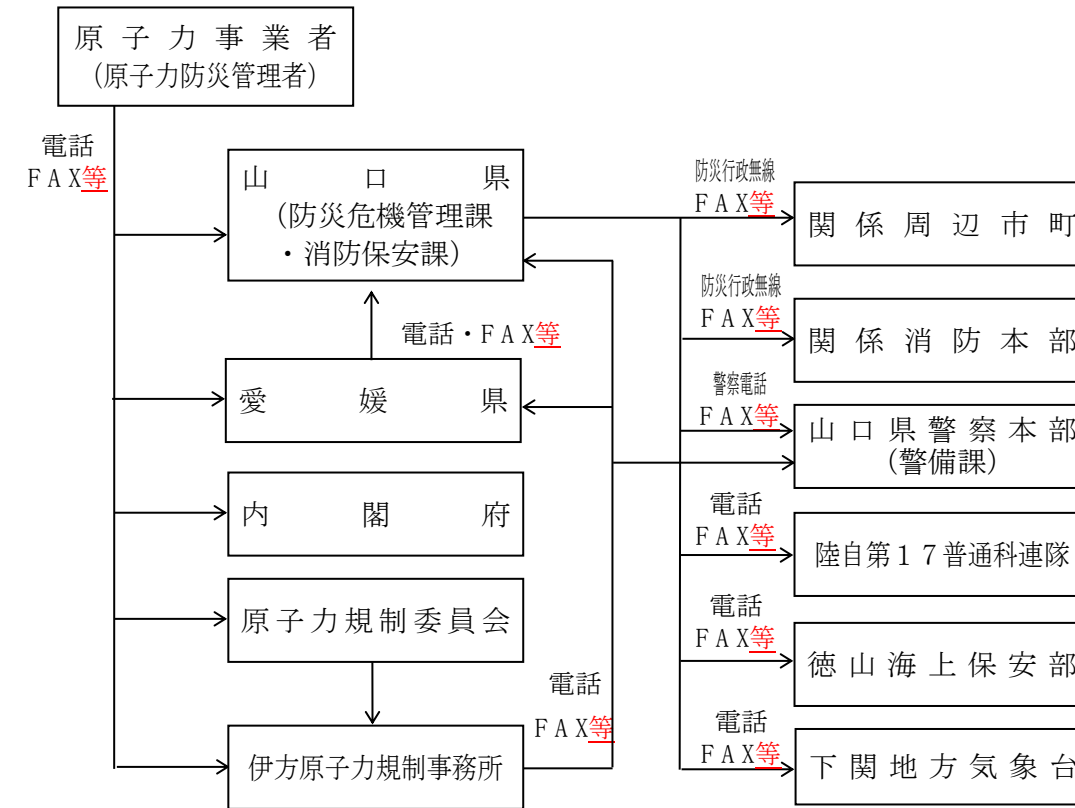
(略)

第4節 全面緊急事態（Cレベル）発生時の情報連絡

第1項 全面緊急事態発生情報の連絡

(略)

【全面緊急事態発生時の情報伝達系統図】



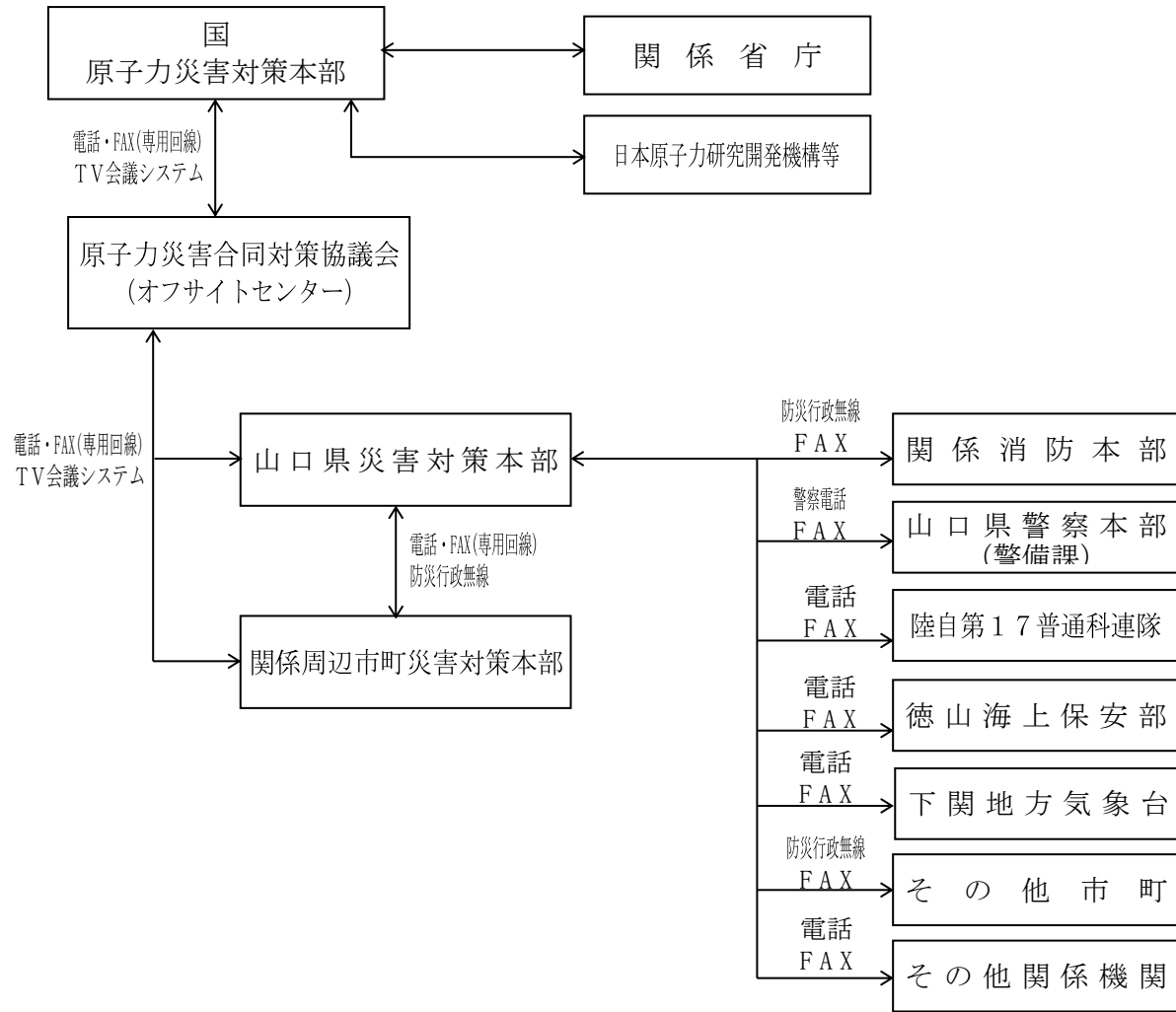
(略)

表現の適正化

第3項 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

(略)

【原子力緊急事態宣言発出後の情報伝達系統図】



(略)

第8章 防災業務関係者の安全確保

(略)

第2節 防護対策

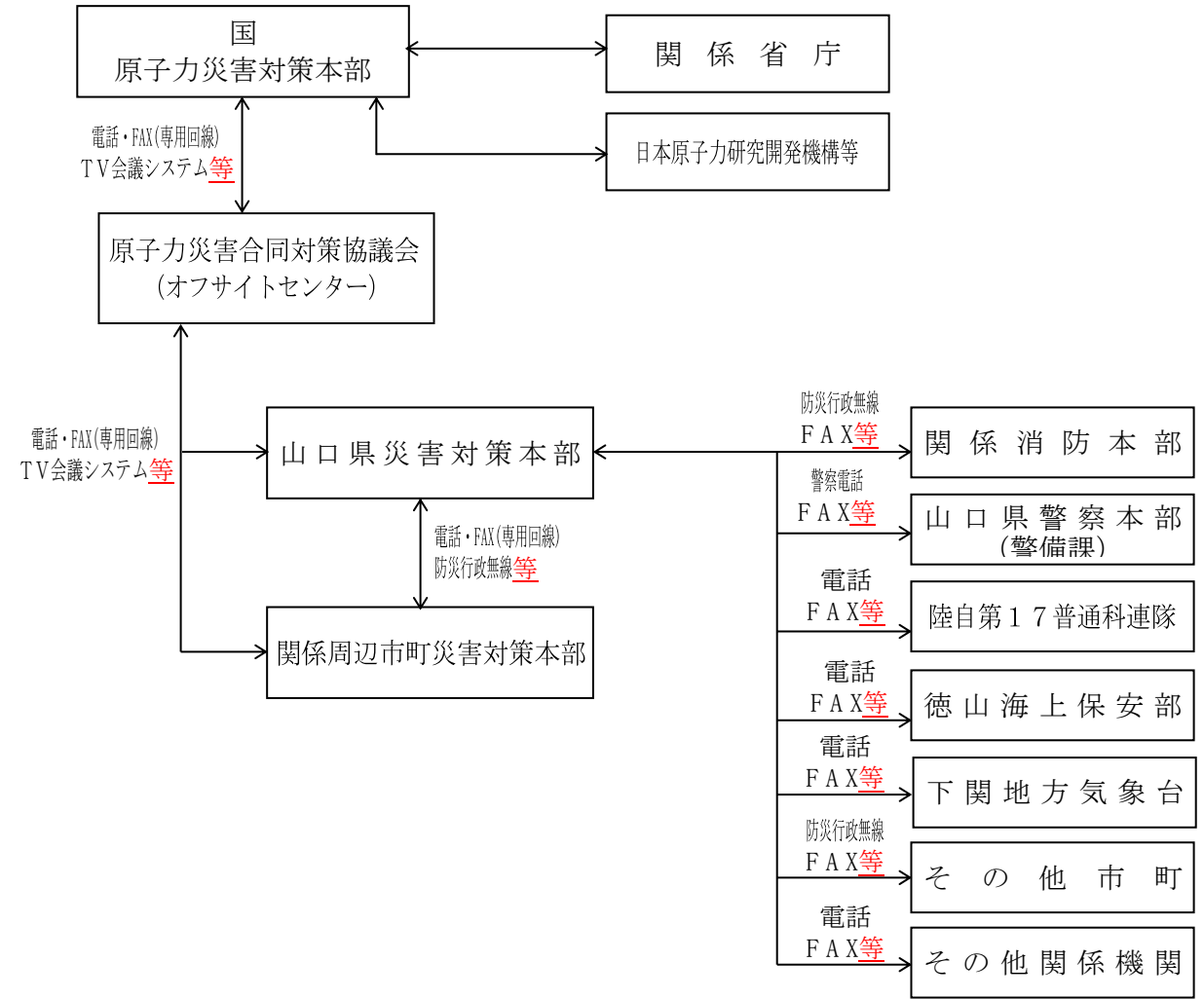
(略)

2 防護資機材に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、県は、原子力合同対策協議会を通じて資機材等の確保に関する支援を要請するものとする。

第3項 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

(略)

【原子力緊急事態宣言発出後の情報伝達系統図】



(略)

第8章 防災業務関係者の安全確保

(略)

第2節 防護対策

(略)

2 防護資機材に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、県は、原子力災害合同対策協議会を通じて資機材等の確保に関する支援を要請するものとする。

表現の適正化

表現の適正化